

徴管 ● — ●
徴徴 ● — ●
官総 ● — ●
課総 ● — ●
課酒 ● — ●
課消 ● — ●
令和●年●月●日

各 国 税 局 長
沖繩国税事務所長 殿

国 税 庁 長 官
(官印省略)

「国税通則法基本通達（徴収部関係）」の一部改正について（法令解釈通達）

昭和45年6月24日付徴管2-43ほか9課共同「国税通則法基本通達（徴収部関係）の制定について」（法令解釈通達）の一部を下記のとおり改正したから、これによら
れたい。

(趣旨)

国税通則法基本通達（徴収部関係）で引用する法令の改正等に伴い、所要の整備を
図ったものである。

記

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げる部分のと
おり改める。